

月日	支出 書 番号	摘要	収入額	支払額	残額	費目								
						研修会・ 会議費	資料購入及 び作成費	広報費	使用料及 び借上料	通信運搬費	旅費及び 交通費	事務雑費	会派共用費	
4	15	0001	210,000		210,000									
		0002			210,000									
		0003			210,000									
		0004			210,000									
		0005			210,000									
		0006			210,000									
		0007			210,000									
		0008			210,000									
		0009			210,000									
		0010			210,000									
		0011			210,000									
		0012			210,000									
		0013			210,000									
		0014			210,000									
		0015			210,000									
		0016			210,000									
		0017			210,000									
		0018			210,000									
		0019			210,000									
		0020			210,000									
預金利息			0											
合計						0	0	0	0	0	0	0	0	0

日付: 2020年7月20日

議員名: 市 來 隼

月日	支出 書 番号	摘 要	収入額	支払額	残額	費 目								
						研修会・ 会議費	資料購入及 び作成費	広報費	使用料及 び借上料	通信運搬費	旅費及び 交通費	事務雑費	会派共用費	
7 15	0021	政務活動費 (7月8月9月分)	210,000		420,000									
7 16	0022	政務活動チラシ_2020夏号		14,057	405,943			14,057						
7 20	0023	政務活動チラシ_2020夏号 (追加発注分)		96,712	309,231			96,712						
	0024				309,231									
	0025				309,231									
	0026				309,231									
	0027				309,231									
	0028				309,231									
	0029				309,231									
	0030				309,231									
	0031				309,231									
	0032				309,231									
	0033				309,231									
	0034				309,231									
	0035				309,231									
	0036				309,231									
	0037				309,231									
	0038				309,231									
	0039				309,231									
	0040				309,231									

預金利息	0
累 計	0

合 計	0	0	110,769	0	0	0	0	0	0
累 計	0	0	110,769	0	0	0	0	0	110,769

日付: 2020年10月19日 議員名: 市 來 隼

月日	支出 書 番号	摘 要	収入額	支払額	残額	項 目								
						研修会・ 会議費	資料購入及 び作成費	広報費	使用料及 び借上料	通信運搬費	旅費及び 交通費	事務雑費	会派共用費	
10	15	0041	210,000		519,231									
10	15	0042		165,000	354,231		165,000							
10	23	0043		187,048	167,183			187,048						
12	25	0044		12,014	155,169			12,014						
		0045			155,169									
		0046			155,169									
		0047			155,169									
		0048			155,169									
		0049			155,169									
		0050			155,169									
		0051			155,169									
		0052			155,169									
		0053			155,169									
		0054			155,169									
		0055			155,169									
		0056			155,169									
		0057			155,169									
		0058			155,169									
		0059			155,169									
		0060			155,169									

預金利息	0
累 計	0

合 計	0	165,000	199,062	0	0	0	0	0	
累 計	0	165,000	309,831	0	0	0	0	0	474,831

日付: 2021年1月18日 議員名: 市 來 隼

月日	支出 書 番号	摘 要	収入額	支払額	残額	費 目								
						研修会・ 会議費	資料購入及 び作成費	広報費	使用料及 び借上料	通信運搬費	旅費及び 交通費	事務雑費	会派共用費	
1	15	0061 政務活動費(1月2月3月)	210,000		365,169									
2	17	0062 政務活動チラシ_2021春号		39,815	325,354			39,815						
		0063			325,354									
		0064			325,354									
		0065			325,354									
		0066			325,354									
		0067			325,354									
		0068			325,354									
		0069			325,354									
		0070			325,354									
		0071			325,354									
		0072			325,354									
		0073			325,354									
		0074			325,354									
		0075			325,354									
		0076			325,354									
		0077			325,354									
		0078			325,354									
		0079			325,354									
		0080			325,354									

預金利息	0
累 計	0

合 計	0	0	39,815	0	0	0	0	0	
累 計	0	165,000	349,646	0	0	0	0	0	514,646

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号 22

会 派 名	大阪維新の会高槻市議会議員団	令和2年7月16日 発行
		令和2年度
議 員 名	市 来 隼	費 目 広報費

下記の金額を支出する。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額		¥	1	4	0	5	7

ただし

政務活動チラシ_2020夏号

備 考

・按分による場合 政務活動費充当額 (上限額がある場合その額)

14,057 円

支払い額

按分率

14,057 円 × / = 14,057 円

・広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・図書を購入する場合は、図書名を明記すること。

図書名 ()

領収書

22

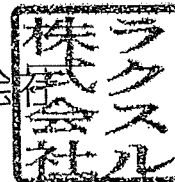


日付: 2020年7月16日

領収書番号: [REDACTED]

市来隼御中

ラクスル株式会社



〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル 1F

tel: 03-4577-9200 mail: contact@raksul.com

¥14,057-

但し 商品代として
上記金額を正に受領いたしました。

ご注文番号	商品名 / 商品仕様	部数	出荷日	金額
[REDACTED]	(2020市来チラシ _A4_2ori_tate [更新済み] [復元]) チラシ・フライヤー,A4,両面カラー,光沢紙(コート),標準: 90kg,折り加工: 2つ折り(センター折り)	5,000部	2020年 7月16日	¥12,939

注文内容:	商品:	¥12,939
注文合計:		¥12,939
キャンペーン値引き:		¥-160
消費税:		¥1,278
ご請求合計金額:		¥14,057

お支払い方法:

クレジットカード

アフターコロナの未来を考える。

中国・武漢市で発生した新型コロナウイルス関連肺炎は、中国を中心に感染が拡大し、世界各国でパンデミックを引き起こしました。日本国内でも緊急事態宣言が発令され、外出や店舗営業の自粛、渡航制限など、過去に経験したことのない生活を送ることとなりました。

このような中、新型コロナウイルスから市民の命と健康を守るため、昼夜を問わず、最前線で従事されておられる医療関係者や福祉関係の方々を始め、社会生活を支えてくださるすべての皆様方に改めて敬意と感謝を申し上げます。

今後、ワクチンや治療薬が早期に開発され、皆様の健康が守られることを期待しておりますが、新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性があること、そして、当分の間は、このウイルスと共存して行かなければならないことを忘れてはなりません。高槻市議会としても行政ともしっかり連携し、コロナ対策に全力で取り組みつつ、コロナで浮き彫りになった諸課題についても全力で取り組んで参ります。



高槻市議会議員
市来ハヤト

市来ハヤト

- 今年度の所属委員会・審議会
- 文教にぎわい委員会 委員
 - 史跡整備・活用等特別委員会 委員
 - 高槻市都市計画審議会 委員
 - 高槻市人権施策推進審議会 委員
 - 高槻市産業振興審議会 委員
 - 高槻市公民館運営審議会 委員

大阪維新の会 高槻市議会議員団

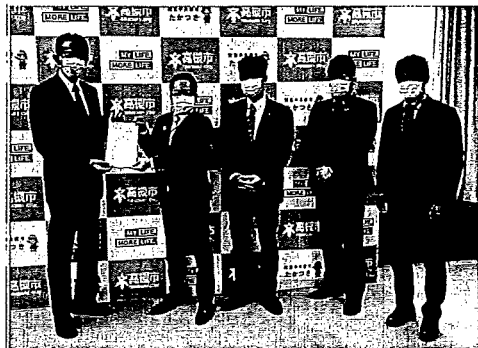
市来ハヤト市政報告 Vol.04 | 2020 夏号

高槻市政に対するご意見をお聞かせください。

@hayatoichiki ichikihayato.com
080-4390-0066 LINE@で友だち追加▶▶▶



この市政報告は、政務活動費を活用して作成しております



濱田市長へ要望書を提出

新型コロナ対応の維新案として要望書を提出しました。日々刻々と情勢が変化中、教育や医療、情報発信のあり方など大きく7つの項目について要望を伝えました。



まちづくりプランの更新時期

「高槻市総合戦略プラン」をはじめ、本年は高槻市の住民サービスの基本方針となる様々な計画が見直されます。アフターコロナの未来を描くためにも重要な1年となります。

高槻市 LINE公式アカウント 開設

防災情報をお届け

登録方法は2つ

LINEアプリをダウンロードして検索する

LINEアプリのホーム画面で検索する

QRコードをスキャンして検索する

検索先: 一般市民課 (072-674-7314)

LINE アカウント始動

昨年7月の一般質問にてLINEを活用したプッシュ式の防災情報の発信をするよう要望していましたが、ついに本市でもスタートしました。▶▶▶

プレミアム率150%「地元のお店応援券」(プレミアム付商品券)の発行について

新型コロナウイルスの影響により、経済活動の制限を受けた市内の店舗を応援し、また、市民の家計への支援とするため、市内の店舗で使用できるプレミアム率150%の商品券「スクラム高槻「地元のお店応援券」」を市独自に発行します。

詳細は、広報誌(たかつき DAYS)8月号、9月号に掲載し、ホームページも随時更新していきます。詳しくは右記のQRコードからご覧ください。▶▶▶



現金 1,000円	現金 1,000円
↓	
2.5倍に!	
商品券 5,000円分 (500円券10枚綴り)	
発行総額 約16億円	
<販売価格> 2000円/1冊 ※1世帯2冊	

第1回 3月定例会での一般質問

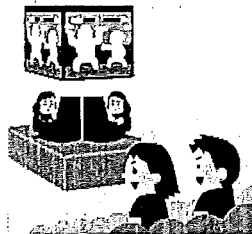


スケボーやeスポーツ等の新たなニーズへの対応を

Pick UP!!

今年度は本市のスポーツ施策の方針を定める「スポーツ推進計画」の更新時期です。昨年12月に国において閣議決定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、スポーツ・健康まちづくりという項目が新たに創設されました。その中で、今回のオリンピックから正式種目となったスケートボードやBMXといったアーバンスポーツなどの新たな動きも視野に、誰もがスポーツに親しみ、健康増進が期待できるまちの実現等に向けた各地での取組の深化を図る、といった方針も示されており、本市のスポーツ推進計画も新たなニーズに対応するよう要望いたしました。

また近年注目されている“eスポーツ”も地方創生の起爆剤になる可能性が高いことから、幅広い概念でスポーツ振興に取り組むよう重ねて要望いたしました。



第2回 5月臨時会での本会議質疑

コロナ禍の育児休業期限の延長について

4月7日に発出された緊急事態宣言を受け、本市においても4月8日から家庭保育の協力（登園自粛）の呼びかけが保護者に対してされました。そのような中で、今年4月から新規でお子様を預ける予定であった親御さんは、登園自粛要請が出ている中でお子様を保育園に預け、4月末までに職場復帰をしなければ入園が取り消しになるといった行政手続き上の問題が発生していました。

コロナ禍で子ども預ける不安と、期日までに仕事に復帰しなければ入園辞退とみなされてしまうといった保護者の方々の不安の声を聞かせていただき調査を実施。北摂他市では情勢を鑑み、すでに期日延長を決めているところが多い状況でした。

預け始めの乳幼児の突然死を防ぐためにも“慣らし保育”期間が必要なことや、職場に対して有給休暇の相談を復職早々にしないといけない保護者の心情を伝え、行政側と交渉し続けた結果、本市においても復職期日が4月末から5月末に延長することになりました。その後も緊急事態宣言の延長を受けて、5月末から6月末へと2度目の延長が実現しました。



慣らし保育ってなんですか??

慣らし保育とは、預け始めの子どもが新しい環境に慣れるよう保育時間を短くして行う保育のことです。

子どもにとっては、初めてお父さんやお母さんと離れること、新しい環境で生活することは、心身ともに負担がかかるため、いきなり保育園で一日を過ごすのではなく、教時間から保育時間を延ばしていき、少しずつ保育園に慣れてもらうことを目的として行われています。



第4回 6月定例会での一般質問

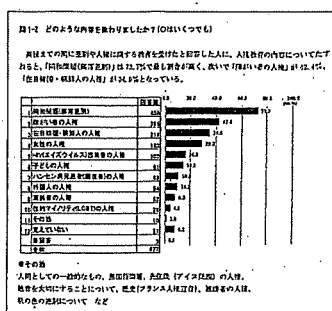


人権意識調査に“拉致問題”が含まれない問題

Pick UP!!

今年度は本市の人権施策の方針を定める「人権施策推進基本計画」の更新時期です。計画の見直しにあたり事前に市民に実施された人権意識調査の質問項目に拉致問題についての記載はどこにもなく調査内容に偏りがあることについて指摘。

拉致問題は国家の主権に関わる人権侵害問題でイデオロギー関係なく解決すべき人権課題です。人権課題として取り上げるよう強く要望しました。



【参照】第7回高槻市人権意識調査報告書

詳細な答弁の内容やその他の質問については、動画でもご覧いただけます。

その他・質問項目

<6月議会>

- プレミアム付き商品券事業について ▶▶▶ 事務経費を抑えつつ、経済効果が最大限発揮できるよう事業実施を要望。
- 男女共同参画に関する活動団体への支援のあり方の見直しを ▶▶▶ 活動実態が不明な団体が存在している。支援するなら透明化を。
- 保育所等における慣らし保育について市の見解は ▶▶▶ 入園初期の乳幼児の事故を防ぐためにも、慣らし保育の啓発をすべき。

<文教にぎわい委員会> ※所属委員会における質疑の一部を抜粋しています。

学校等における児童ひとり一台のタブレット端末を配置する「GIGAスクール構想」について質疑をしました。インフラ整備だけでなく教育の質を向上することが目的の事業であるため、教育への投資を“未来への投資”と捉え、さらなる予算の追加も検討するよう要望。

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号 23

会 派 名	大阪維新の会高槻市議会議員団	令和2年7月20日 発行
		令和2年度
議 員 名	市 来 隼	費 目 広報費

下記の金額を支出する。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額		¥	9	6	7	1	2

ただし

政務活動チラシ_2020夏号 (追加発注分)

備 考

・按分による場合 政務活動費充当額 (上限額がある場合その額)

96,712 円

支払い額 按分率

96,712 円 × / = 96,712 円

・ No.22 に 添付.

・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。

図書名 ()

領収書

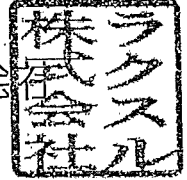


日付: 2020年7月20日

領収書番号: [REDACTED]

市来隼御中

ラクスル株式会社



〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル 1F

tel: 03-4577-9200 mail: contact@raksul.com

¥96,712-

但し 商品代として
上記金額を正に受領いたしました。

ご注文番号	商品名 / 商品仕様	部数	出荷日	金額
[REDACTED]	(2020市来チラシ _A4_2ori_tate [更新済み] [復元]) チラシ・フライヤー, A4, 両面カラー, 光沢紙(コート), 標準: 90kg	60,000部	2020年 7月20日	¥88,130

注文内容:	商品:	¥88,130
注文合計:		¥88,130
キャンペーン値引き:		¥-210
消費税:		¥8,792
ご請求合計金額:		¥96,712

お支払い方法:


クレジットカード

参考様式

政務活動実施報告書

令和 2年 10月 15日

(宛先)高槻市議会議長

議員名 市来 隼 
(又は会派名及び代表者名)

下記のとおり実施したので報告します。

実施日時	令和 2年 9月 9日(水)~令和 2年 9月 11日(金) 時 分 ~ 時 分
実施場所	エスト法律事務所(業務依頼)
目的	<input type="checkbox"/> 研修会・会議(参加者 人) <input type="checkbox"/> 視 察 <input checked="" type="checkbox"/> 調 査 <input type="checkbox"/> その他() <small>*いずれかにチェックを付けてください。また、「その他」の場合は、その内容を記入してください。</small>
活動の概要	別紙参照

*参考となる書類があれば、添付して下さい。

42

領収書

令和2年10月15日

市来 隼 様

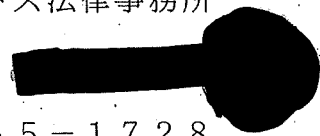
〒530-0047

大阪府大阪市北区西天満3-14-16

西天満パークビル3号館7階

エートス法律事務所

弁護士



TEL 06-6365-1728

FAX 06-6365-1724

下記の金員について、正に領収しました。

記

16万5000円（うち、消費税1万5000円）

但し、令和2年9月9日付ご依頼の件（公務員の政治活動の調査）についてのタイムチャージ報酬として。

以上

令和2年9月11日

市来 隼 様

大阪市北区西天満3丁目14番16号
西天満パークビル3号館7階
エートス法律事務所
弁護士 [Redacted]
TEL:06-6365-1728
FAX:06-6365-1724

執務内容報告書

1. ご依頼に関する事項

件名	公務員の政治活動の適法性
相手方	高槻市
ご依頼日	2020年9月9日
手数料単価	¥25,000 /h...①
請求単位	6分

2. 執務

執務期間
報告回数 第1回
報告種別 継続 終了

(執務内容)

	年月日	開始時刻	終了時刻	執務時間	請求時間	執務内容
1	2020/9/9	11:30	12:00	0:30	0:30	内容聴き取り
2	2020/9/10	11:00	12:00	1:00	1:00	文献調査
3		12:30	16:30	4:00	4:00	調査及び書面作成
4	2020/9/11	16:30	17:00	0:30	0:30	報告
5				0:00	0:00	
6				0:00	0:00	
7				0:00	0:00	
8				0:00	0:00	
9				0:00	0:00	
10				0:00	0:00	
				執務合計時間	6:00	6:00
				単位時間数	6.0	6.0 時間...②

3. ご請求予定額

手数料額	: ①×②=	¥150,000 ...③
消費税額	: ③×0.1=	¥15,000 ...④
合計額	: ③+④=	¥165,000

※追って請求書を発行いたしますので、事前にご確認ください。

報告メモ

令和2年9月10日

弁護士 [REDACTED]

「高槻市の公務員が職員団体に所属の上、庁舎敷地内で維新の会について批判するビラを撒いていることが違法ではないか。」について。

法律論の大前提として、条文の文言に当該行為が該当するか検討する必要がある。

その要件該当性の中で、法解釈が問題となる場合がある。

本件で問題となる法律は公務員の政治活動を制限する地方公務員法である。それを順次検討していく。

・政治的行為の制限（地方公務員法（以下「法」という。）36条2項）

職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次に掲げる政治的行為をしてはならない。

同条文に該当するためには、政治的「目的をもって」、かつ、法36条2項各号の要件を充足する必要。

政治的目的については、ビラや冊子で明らかに維新の活動を批判しており、認められると考えられる。

では法26条2項各号はどうか。

→本件で該当可能性があるのは1号又は4号と考えられる。

1号

公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

「投票」は住民投票を含むと考えられる。

→市に対し、都構想の住民投票について批判するビラを配る行為は1号に該当すると主張していくことが考えられる。

ただ、本件ではまだ住民投票は行われておらず、それについての投票をするかしないかについて言っているわけではない。

また、高槻市民が参加することができない投票であり、同号の趣旨からはずれた主張にならざるを得ないか。

4号

文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

ビラや本の作成は高槻市の備品や施設を利用しているか。

職員団体の部屋に政治的なポスター等あるか。

→当該事実があるのであれば、4号違反主張していることが考えられる。

・36条1項

職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

職員は「その他の政治団体」の役員になつてはならない。

「その他の政治団体」とは政党以外の団体で、政治上の主義もしくは政策を支持し若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくはこれに反対する目的を有するものをいう。

→本件職員団体がその他の政治団体に該当する可能性がある。

どの程度、維新を批判する活動を行っているのか。

本件職員団体がその他の政治団体に該当するのであれば、職員が役員になっていたり、勧誘運動をしている場合は36条1項違反で主張することができる。

職員団体（法52条1項）

この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

職員団体が維新を批判する活動を行っており、これが法52条1項に反しないか。

趣旨を同じくする、労組法2条には、「経済的地位の向上を図ることを主たる目的として」と記載されており、職員団体についても、職員の勤務条件の維持改善を図ることを「主たる」目的とする団体と解されている。

もともと、昭和40年の地公法改正にあたって、「主たる」目的と文言を付け加えようとしたが、政治目的を持つことを積極的に認めると誤解されることを避けるため、明文化されなかった経緯がある。

→法解釈上は、職員団体が維新の批判活動を行ったとしても、主たる目的が職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としている場合は本条に該当することはないと考えられる。

職員団体がどの程度、高槻市職員の勤務条件の維持改善活動を行っているが調べる必要がある。その活動に比して、維新の批判のほうが大きければ本条に違反すると考えられる。

また、一般的な法解釈とは異なるが、地公法改正によって、「主たる」との文言が入らなかつた経緯を強調し、職員団体が政治活動を行うことが許されない又はあつたとしても極めて制限的であると解釈されるべきと主張していくことが考えられる。

その上で、本件の職員団体の維新の活動を批判する政治活動は、極めて制限的に許される政治活動の枠を超えており、本条に違反すると主張していくことが考えられる。

そして、そのような違法な職員団体に対し、市は施設を提供しており、これが許されるべきではないと主張することが考えられる。

以上

参照条文

第三十六条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

- 一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。
- 二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。
- 三 寄附金その他の金品の募集に関与すること。
- 四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。
- 五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

第五十二条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号 43

会 派 名	大阪維新の会高槻市議会議員団	令和2年10月23日 発行
		令和2年度
議 員 名	市 来 隼	費 目 広報費
下記の金額を支出する。		
金 額	百	拾
¥	1	8
	万	千
	7	0
	百	拾
	4	8
	円	
ただし		
チラシポスティング委託料		
備 考		
・按分による場合 政務活動費充当額 (上限額がある場合その額)		
円		
支払い額 按分率		
円 × / = 円		
・ No.22 に 添付		
・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。		
・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。		
図書名 ()		

(参考様式)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

支出書番号

43

領 収 証

市來隼 様

¥ 1 8 7 , 0 4 8 -

但 チラシポストイング委託料として。

2020年10月23日 上記正に領収いたしました



大阪市淀川区西中島 4-3-2 類ビル
株式会社 類 設 計 室
代表取締役 岡田 淳三郎

73

※見本はNo.22に添付

発行 2020/11/17

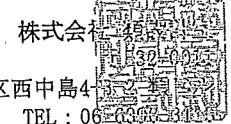
担当 [Redacted]

ご 請 求 書

〒569-1136
大阪府高槻市郡家新町21-5

市来ハヤト 御中

下記の通りご請求いたします。



株式会社 類設計室
大阪府大阪市淀川区西中島4-3-2

TEL : 06-6390-3112

FAX : 06-6390-3112

ご請求総額(税込) 187,048円

項目・内容	数量	単価	金額	備考
ポスティングチラシ チラシ配布費用(07/29配布) サイズ：A4 エリア：高槻市	57,334	2.75	157,669	
ポスティングチラシ チラシ配布費用(09/09配布) サイズ：A4 エリア：高槻市	4,500	2.75	12,375	

合計 税別 170,044円 消費税(10%) 17,004円 総額 187,048円(税込)

12月末までに下記口座へお振込いただきますようお願い申し上げます。
なお、恐れ入りますが振込手数料においては貴社にてご負担ください。

振込先：三菱UFJ銀行 新大阪駅前支店 (店番号083)
(普通) 口座番号 0199333

名 義：株式会社 類設計室 カ) ルイセッケイシツ

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号 44

会 派 名	大阪維新の会高槻市議会議員団	令和2年12月25日 発行
		令和2年度
議 員 名	市 來 隼	費 目 広報費

下記の金額を支出する。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額		¥	1	2	0	1	4

ただし

政務活動チラシ_2020冬号

備 考

・按分による場合 政務活動費充当額 (上限額がある場合その額)

円

支払い額

按分率

円

×

/

=

円

・広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・図書を購入する場合は、図書名を明記すること。

図書名 (

)

44

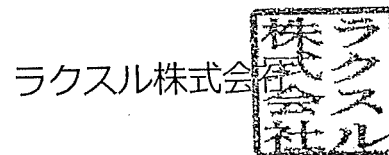
領収書



日付: 2020年12月25日

領収書番号: [Redacted]

市来 隼 御中



〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル 1F
tel: 03-4577-9200 mail: contact@raksul.com

¥12,014-

但し 商品代として
上記金額を正に受領いたしました。

ご注文番号	商品名 / 商品仕様	部数	出荷日	金額
[Redacted]	(市来ハヤト市政報告チラシ No.5) チラシ・フライヤー,A4,両面カラー,光沢紙(コート),標準: 90kg,折り加工: 2つ折り(センター折り)	3,000部	2020年 12月25日	¥10,922

注文内容:	商品:	¥10,922
注文合計:		¥10,922
消費税:		¥1,092
ご請求合計金額:		¥12,014

お支払い方法: クレジットカード

コロナ禍でみえた今後の行政課題

新型コロナウイルスのパンデミック（世界的流行）が日々の暮らしを一変させた2020年。高槻市議会においても、感染症蔓延防止対策のため短縮議会が行われるなどイレギュラーな議会運営を経験した1年となりました。

いまだ収束の目処が立たない中、12月初旬においても第3波と呼ばれる感染拡大によって、観光支援策である「GoToトラベル」をめぐる、政府は12月28日から2021年1月11日にかけて全国一斉に停止すると表明しました。

新型コロナウイルスについてはこの1年で様々な科学的なデータが集まっていますが、錯綜する報道等で正しい情報が伝わっていないように感じています。科学的根拠を国民に示し、指定感染症のあり方も含めて早急に決断をしなければ、医療崩壊を防ぐことも経済を守ることもできないのではと危惧しています。全国一斉の対応ではなく、地域の実情にあった施策を実行すべきです。いち地方議員として出来ることは何かを考え、引き続き働きかけていきます。



高槻市議会議員
いちき
市来ハヤト
文教にぎわい委員会 委員
史跡整備・活用等特別委員会 委員
高槻市都市計画審議会 委員
高槻市人権施策推進審議会 委員
高槻市産業振興審議会 委員
高槻市公民館運営審議会 委員
今年度の所長賞受賞者

大阪維新の会 高槻市議会議員団

市来ハヤト市政報告 Vol.05 | 2020冬号

高槻市政に対するご意見をお聞かせください。

@hayatoichiki ichikihayato.com
080-4390-0066 LINE@でお友達追加▶▶▶



この市政報告は、政務活動費を活用して作成しております

特集 |

政治活動

高槻市役所内における職員団体による政治活動問題

すべての公務員は憲法により政治的行為が禁止されています。しかし、全国的に公務員による政治活動問題が後を絶たないのが現状です。本市においても同様の課題があり、9月の高槻市議会では指摘しました。

高槻市役所に入居している職員団体が「大阪都構想は毒まんじゅう」と題した講演会の案内を掲載したチラシを庁舎内で配布していた問題について、議会でも指摘をしました。

日本国憲法第15条第2項には「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と規定されており、地方公務員法第36条第2項で「職員は特定の政党を支持してはならず、選挙においても特定の候補者を支持したり、事件に賛成したり又は反対したりすることをしてはならず」と政治的な行為を禁止しています。しかし、一部の公務員による政治活動が全国的に蔓延しているのが現状です。

本市においても公務員に求められる政治的中立性を揺るがす事象が生じていることから、職員の政治的中立性を保障し、本市の行政の公正な運営を確保し、市民から信頼される市政を実現していただきたいとの想いから「職員の政治的行為に関する条例」の制定を要望しました。

公平・公正な市政運営を目指して。

避けては通れない公務員による政治活動問題

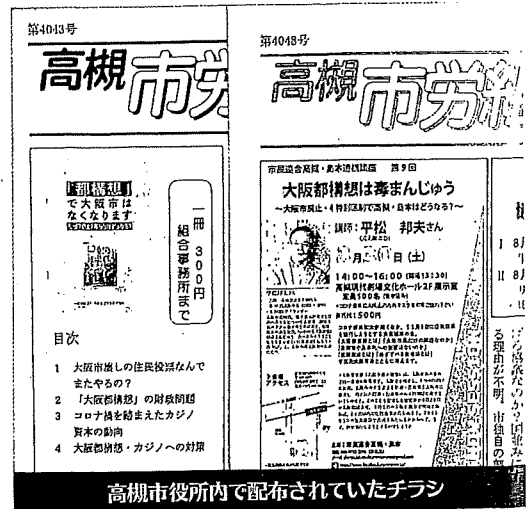
職員団体に施設を無償提供している根拠について

高槻市行政財産使用料条 第8条において、「市の職員、市立の福祉施設等に入所している者等の福利厚生のための施設として使用させるときは、使用料の減免ができる」として使用料は徴収していないとの答弁でした。

高槻市役所の地下に入居している2団体はどちらも「職員団体」であり、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体です。

職員の福利厚生のために無償で施設を提供できるということであれば、一部の団体に所属している職員のためだけでなく、所属の有無関係なく広く本市の職員のための福利厚生スペースとして有効活用すべきと思います。

今後のあり方については検討するよう意見を述べました。



高槻市役所内で配布されていたチラシ

第5回 9月定例会での一般質問

✓ 指定管理者への第三者モニタリング実施を要望

Pick
UP!!

指定管理者制度導入施設における第三者モニタリングを導入するメリットとしては、サービス水準の向上はもちろん、評価結果の公平性、中立性、専門性の担保ができるといったことが多くあげられています。指定管理者によるセルフチェックでは、評価結果における客観性の担保が難しく、また行政（施設担当課）による評価においても、人事異動の関係などから評価能力の維持や専門知識の共有不足といった課題もあるようです。このような課題を解決するためにも、指定管理者によるセルフチェックと行政による評価、そして第三者によるモニタリング評価を組み合わせることで、指定管理者制度をより有効に運用することが可能になるのではと考えます。



第6回 12月定例会での一般質問

✓ 高槻市の公文書管理のあり方について

Pick
UP!!

高槻市文書取扱規程第36条第2項によると、保存期間中等の見直しに伴い廃棄する場合は「関係所属長と協議の上で行うものとしている」と書かれています。しかし、これだけでは公文書を廃棄したあとに、いつ・どこで・誰が・どの資料を廃棄したかが不明になってしまう恐れがあります。他市の文書管理規程には、保存期間途中の文書を破棄する場合のプロセスもあわせて明記されており、具体的には、“文書管理台帳”等でいつ・どこで・誰がどの資料を廃棄したかについても記録をすることとされています。行政の信頼性をさらに高めるためにも本市の文書管理規程にも廃棄のプロセスを明記するよう要望しました。



※12月議会の録画は後日更新されます。

令和元年度 決算特別委員会での質疑

✓ 摂津峡キャンプ場の有効活用を提案

Pick
UP!!

令和元年度の決算審査特別委員会において、高槻市教育委員会が所管する「摂津峡青少年キャンプ場」について質問をしました。

施設名のとおり“青少年”の育成を目的に運営されているため、営利目的ではないことは理解していますが、キャンプ場運営の決算報告をみると1年間の売り上げが約66万円に対して経費が約1734万円もかかっています。公共施設としての位置付けのため一般的なキャンプ場とは異なるルールや制限なども多く、一般の方が利用がしづらい課題もあります。

一方で、青少年育成が目的であるにも関わらず、青少年の利用人数を把握していないなど政策効果に不明確な点があることについても指摘をしました。

少子高齢化の影響もあり、本市では歳出・歳入改革が喫緊の課題となっています。キャンプ場の運営自体が営利目的ではないにしても歳入を増やすか経費を削減する努力が必要と考えます。今後の施設運営のあり方について検討するよう意見を述べました。



摂津峡は子供の頃から魚釣りや川遊びをしたり、今でもホテル観察に行ったりと大好きな空間です。

摂津峡キャンプ場は本市の観光資源としてもっと魅力を発揮できる可能性があると考えています。

昨今のキャンプブームからも都市近郊型キャンプ場としても活用すれば収収も確保しつつ賑わいある空間になるはずです。



その他の質問

- ☑ ご当地婚姻届の作成と記念撮影用パネルの設置について ▶▶▶ コロナ禍で結婚式を控えている市民の方へせめてものお祝いに。
- ☑ 事務事業評価のあり方について ▶▶▶ 次年度予算に直接紐づいていないなど課題が多くある。より効果的な行政評価の実施を。

その他、文教にぎわい委員会や決算特別委員会での質疑は、高槻市議会 HP の議会議事録からご覧ください。

62

領収書

2021年02月17日

市来隼 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願ひ申し上げます。

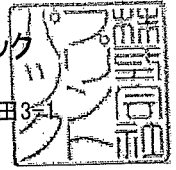
株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3丁目

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 39,815円 (税込)

納品期日 2営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
[REDACTED]	品名：市来チラシ2021春 A4 / 両面4色 / コート73 / 15,000部×1種類 / 加工1：二つ折り 加工2：	1	39,815	39,815
合 計				39,815

特記事項

- ※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
- ※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

コロナ禍の課題 ▶ 未来のまちづくりへ

新型コロナウイルスのパンデミック（世界的流行）が日々の暮らしを一変させた2020年。国内においては緊急事態宣言が発出され、自粛要請による経済活動にも大きな影響をもたらしました。高槻市議会においても、感染症蔓延防止対策のため短縮議会が行われるなど先例のない議会運営を経験した1年となりました。

新型コロナウイルスについては、この1年で様々な科学的なデータが集まっておりますが、錯綜する報道等で正しい情報が伝わっていないように感じています。科学的根拠を国民に示し、指定感染症のあり方も含めて早急に決断をしなければ、医療崩壊を防ぐことも経済を守ることもできないのではと危惧しています。

高槻市においても3月議会がまもなく開催され、令和3年度の施政方針が示されます。いち地方議員として出来ることは何かを考え、高槻市の未来のために引き続き尽力致します。



高槻市議会議員
いちき
市来ハヤト
文教にぎわい委員会 委員
史跡整備・活用等特別委員会 委員
高槻市都市計画審議会 委員
高槻市人権施策推進審議会 委員
高槻市産業振興審議会 委員
高槻市公民館運営審議会 委員

今年度の所属委員会等

大阪維新の会 高槻市議会議員団

高槻市政に対するご意見をお聞かせください。

市来ハヤト市政報告 Vol.05 | 2021 春号

@hayatoichiki | ichikihayato.com
080-4390-0066 LINE@でお友だち追加▶▶▶

この市政報告は、政務活動費を活用して作成しております

| 特集 |

政治活動

高槻市役所内における職員団体による政治活動問題

すべての公務員は憲法により政治的行為が禁止されています。しかし、全国的に公務員による政治活動問題が後を絶たないのが現状です。本市においても同様の課題があり、9月の高槻市議会でも指摘をしました。

高槻市役所に入居している職員団体が「大阪都構想は毒まんじゅう」と題した講演会の案内を掲載したチラシを庁舎内で配布していた問題について、議会でも指摘をしました。

日本国憲法第15条第2項には「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と規定されており、地方公務員法第36条第2項で「職員は特定の政党を支持してはならず、選挙においても特定の候補者を支持したり、事件に賛成したり又は反対したりすることをしなからず」と政治的な行為を禁止しています。しかし、一部の公務員による政治活動が全国的に蔓延しているのが現状です。

本市においても公務員に求められる政治的中立性を揺るがす事象が生じていることから、職員の政治的中立性を保障し、本市の行政の公正な運営を確保し、市民から信頼される市政を実現していただきたいとの想いから「職員の政治的行為に関する条例」の制定を要望しました。

公平・公正な市政運営を目指して。

避けては通れない公務員による政治活動問題

職員団体に施設を無償提供している根拠について

高槻市行政財産使用料条第8条において、「市の職員、市立の福祉施設等に入所している者等の福利厚生のための施設として使用させるときは、使用料の減免ができる」として使用料は徴収してないとの答弁でした。

高槻市役所の地下に入居している2団体はどちらも「職員団体」であり、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体です。

職員の福利厚生のために無償で施設を提供できるということであれば、一部の団体に所屬している職員のためだけでなく、所属の有無関係なく広く本市の職員のための福利厚生スペースとして有効活用すべきと思います。

今後のあり方については検討するよう意見を述べました。

第1013号

高槻市券

大阪都構想は毒まんじゅう
～大阪市長止・4月15日投票～

【発行】平松 邦夫さん
【発行日】9月1日(日)
【発行時間】14:00～16:00(申込は21:00迄)
【発行場所】高槻市文化ホール2F展示室
【発行枚数】1000枚
【発行金額】5000円

目次

- 1 大阪市長止の住民投票なんてまたやるの？
- 2 「大阪都構想」の財源問題
- 3 コロナ禍を越えたカジノ 資本の動向
- 4 大阪都構想・カジノへの対策

一冊 300円
組合事務所で

第1018号

高槻市券

大阪都構想は毒まんじゅう
～大阪市長止・4月15日投票～

【発行】平松 邦夫さん
【発行日】9月1日(日)
【発行時間】14:00～16:00(申込は21:00迄)
【発行場所】高槻市文化ホール2F展示室
【発行枚数】1000枚
【発行金額】5000円

高槻市役所内へ配布されていたチラシ

✓ Pick UP!! 高槻市の公文書管理のあり方について

高槻市文書取扱規程第36条第2項によると、保存期間中等の見直しに伴い廃棄する場合は「関係所属長と協議の上で行うものとしている」と書かれています。しかし、これだけでは公文書を廃棄したあとに、いつ・どこで・誰が・どの資料を廃棄したかが不明になってしまう恐れがあります。他市の文書管理規程には、保存期間途中の文書を破棄する場合のプロセスもあわせて明記されており、具体的には、“文書管理台帳”等でいつ・どこで・誰が・どの資料を廃棄したかについても記録をすることとされています。行政の信頼性をさらに高めるためにも本市の文書管理規程にも廃棄のプロセスを明記するよう要望しました。



※12月議会の録画は後日更新されます。

令和元年度 決算特別委員会での質疑

令和2年10月13日～19日



✓ Pick UP!! 摂津峡キャンプ場の有効活用を提案

令和元年度の決算審査特別委員会において、高槻市教育委員会が所管する「摂津峡青少年キャンプ場」について質問をしました。

施設名のとおり“青少年”の育成を目的に運営されているため、営利目的ではないことは理解していますが、キャンプ場運営の決算報告をみると1年間の売り上げが約66万円に対して経費が約1734万円もかかっています。公共施設としての位置付けのため一般的なキャンプ場とは異なるルールや制限なども多く、一般の方が利用がしづらい課題もあります。

一方で、青少年育成が目的であるにも関わらず、青少年の利用人数を把握していないなど政策効果に不明確な点があることについても指摘をしました。

少子高齢化の影響もあり、本市では歳出・歳入改革が喫緊の課題となっています。キャンプ場の運営自体が営利目的ではないにしても歳入を増やすか経費を削減する努力が必要と考えます。今後の施設運営のあり方について検討するよう意見を述べました。

摂津峡は子供の頃から魚釣りや川遊びをしたり、今でもホテル観察に行ったりと大好きな空間です。

摂津峡キャンプ場は本市の観光資源としてもっと魅力を発揮できる可能性があると考えています。

昨今のキャンプブームからも都市近郊型キャンプ場としても活用すれば税収も確保しつつ賑わいある空間になるはずです。



第3回 高槻市人権施策推進審議会

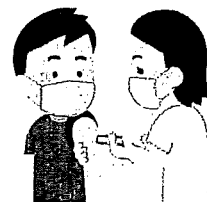
令和3年2月9日

✓ Pick UP!! コロナワクチン接種に係る人権侵害を防ぐための啓発を

今後、起こりうる課題として新型コロナワクチンを接種した人としていない人の間で、人権侵害問題が起こることも考えられます。これまで国内において使用されていた既存のワクチン(不活性化ワクチン、組換えタンパクワクチン、ペプチドワクチン)とは異なり、メッセンジャーRNAワクチンという新たなワクチンを投与するため、その有効性などについては不安を抱える方も多く、ワクチンを打ちたくないという方も多くいらっしゃいます。新型コロナワクチンについては厚生労働省にお

いても接種は義務ではなく、あくまで任意とされていますが、摂取率の向上などの取り組みが促進されると、ワクチン接種をしていない方が後ろめたい思いをしたり、接種をしていないことで非難される可能性があります。

新型コロナ感染症に係る新たな人権侵害問題が起きないように全庁的に正しい情報発信に努めるよう高槻市に対して意見を述べました。



その他の質問

- ✓ ご当地婚姻届の作成と記念撮影用パネルの設置について ▶▶▶ コロナ禍で結婚式を控えている市民の方へせめてものお祝いに。
- ✓ 事務事業評価のあり方について ▶▶▶ 次年度予算に直接紐づいてないなど課題が多くある。より効果的な行政評価の実施を。

その他、文教にぎわい委員会や決算特別委員会での質疑は、高槻市議会 HP の議会議事録からご覧ください。